

第1回選定委員会議事録

令和5年6月14日(水)

【開会】

- ◇事務局 挨拶
自己紹介
欠席者報告
- ◇司会 議事に先立って、資料3ページから4ページの尾道市教科用図書採択事務に関する規則第5条に従い、選定委員会の会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ選任する。どなたか会長、副会長に立候補はないか。
- ◇司会 ないようなら、推薦でもよい。
- ◇司会 ないようなので、事務局の案を言ってもよいか。
- ◇司会 それでは、事務局の案を言う。
こちらにお示しした事務局の案に承認してもらえるか。
(拍手あり)
- ◇司会 事務局案のとおりお願いする。
それでは、会長と副会長は、会長席、副会長席に移ってもらう。
尾道市教科用図書採択事務に関する規則第6条により会長が議長となるので、これからの進行は会長にお願いする。よろしく願います。
- ◇会長 教科書採択については、教育委員の皆様が採択される。選定委員会は、教科書を評価する仕事である。それぞれの教科書の特色について、観点にしたがって、その優れたところ等を評価する。選定委員会の評価結果を教育委員会に報告して採択・決定されるということになる。当委員会で採択される教科書を定めるわけではないが、我々の仕事が、子供たちがどの教科書を使って学ぶか、結果、どのような学びをするかということに直接つながるので、大変の責任の重い仕事だと思う。選定委員会の期間中、皆さんに大変ご苦労いただくことになるが、よろしく願います。
それでは、レジュメに従って進行していく。
まず、議案第1の教科用図書選択の手順と今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いする。
- ◇事務局 教科用図書の採択手順と採択スケジュールについて説明する。7ページ。今年度

は、令和6年度に小学校が使用する教科用図書の採択である。まず、教科用図書採択事務についてであるが、「尾道市教科用図書採択事務に関する規則」に従って、採択事務を進めていく。

はじめに、教育委員会・選定委員会・調査員の役割について説明する。まず、採択権者である教育委員会の役割について説明する。4月下旬頃に示された広島県の採択方針に基づいて、尾道市の教科用図書の採択方針を定める。教育委員会会議において、教科用図書選定委員会を設置する。選定委員会に教科用図書調査員を設置する。市内の図書館に協力いただき、教科用図書を展示する。小学校教科用図書は、広島県の採択方針にある観点と照らし合わせながら審議を行い、採択する。

次に、教育委員会が設置する選定委員会の役割について説明する。教育委員会が定めた教科用図書の採択方針に基づき、教科用図書を調査・研究する観点を定め、その観点を調査員に示す。教育委員会が開催する教科用図書の展示会場（御調・因島・瀬戸田・中央図書館）に意見箱を設置する等、広く市民の意見を聴くための措置を講じる。すべての教科用図書について審議し、その結果について理由を付し教育委員会に、「審議報告書」として報告する。

まず、教科用図書採択事務であるが、尾道市教科用図書採択事務に関する規則に従って採択事務を進めていく。

最後に、教育長が任命する調査員であるが、選定委員会から示された調査の観点等に基づき、各教科用図書について綿密な調査研究を行い、選定委員会に報告する。その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、すべての教科用図書の特徴について意見を付すことになる。

次に、手順について説明する。

ここでは、主に選定委員会の事務内容について順に説明する。まず、採択基本方針に従って、調査研究の観点を定める。それは、本日举行。次に、観点を調査員に示し、調査員は、その観点に基づき、全ての教科用図書の調査研究を行い、報告書を作成する。次に、選定委員会は、「調査員が作成した調査・研究報告書」と、各発行者が作成した教科書編集趣意書、広島県教育委員会が作成する選定資料、教科書展示会アンケート等を資料とし、教科用図書いわゆる教科書の選定作業を行い、種目ごとに特徴を明確にした「審議報告書」を作成し、教育委員会へ報告してもらうことになる。教育委員会は、その報告をもとに、総合的に判断して、教科用図書を1種採択する。

次に採択のスケジュールについて説明する。教育委員会は、8月30日までに広島県教育委員会に採択結果を報告することとなっている。全体には、7ページのように大まかな日程を考えている。本日の第1回選定委員会の後、3回の調査員会を行

う。そして、第2回以降の選定委員会で、調査員からの報告や各種資料をもとに、すべての教科書について「審議報告書」を作成してもらいたいと考えている。教科書展示会については、6月15日から御調、因島、瀬戸田、中央の市内4つの公立図書館において開催する。採択の手順とスケジュールについての説明は、以上である。

◇会長 では、ただいまの事務局の説明について質問があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 ないようなので、議事2の教科用図書の採択基本方針の説明をお願いします。

◇事務局 教科用図書の採択基本方針について説明する。この採択基本方針は、令和5年5月25日の教育委員会会議で決定されたものである。資料9ページ。この採択基本方針は、広島県教育委員会が定めた採択基本方針に基づいている。今年度は、全ての教科の採択が行われる。なお、本市における採択基準と、調査研究の方向性をより明確にするために、尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づくことを明記している。

続いて、採択基準と方法、組織、及び手続きについて読みあげる。

採択基準。採択に当たっては、次の観点並びに尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して、十分な調査研究を行う。

ア 小学校用教科用図書について（ア）基礎・基本の定着（イ）主体的に学習に取り組む工夫（ウ）内容の構成・配列・分量（エ）内容の表現・表記（オ）言語活動の充実

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について（ア）内容の特徴・程度（イ）内容の構成・配列・分量（ウ）内容の表現・表記（エ）印刷・製本の状態

方法、組織及び手続き。教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助により、採択を行う。

（1）小学校用教科用図書について。ア小学校用教科用図書の採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。イ 採択組織及び手続きについては、「尾道市教科用図書採択事務に関する規則」の定めるところによるものとする。

以降に示してある、特別支援学級で使用する教科書については、別の採択方法をとっているため、ここでは割愛させていただく。

教科用図書の採択基本方針についての説明は、以上である。

◇会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆さんの方から質問はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 それでは、続いて議事3を審議する。

教科用図書調査員の設置についての説明をお願いします。

◇事務局 教科用図書調査員の設置についてご説明する。資料3ページの下から1行目。第8条 調査員は、学校の校長、教員のうちから、教育長が任命する。2 調査員の人数は、次の各号の左欄に掲げる教科ごとに当該各号の表の右欄に掲げる人数以内で定める。3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び選定委員会の委員は、調査員となることはできない。4 調査員には、教科ごとに代表者を定める。5 調査員の会議は、教育長が招集する。と、されている。

調査員の任命は、近日中に行う予定である。なお、小学校教科用図書の採択に係る調査研究は、世羅町・府中市・神石高原町からの申し出があり、尾道・世羅・府中・神石高原の二市二町で行う予定である。二市二町で構成される調査員会は、それぞれの規約に従った人数の調査員が選出されることとなり、調査研究を行っていく。

教科用図書調査員の設置についての説明は以上である。

◇会長 ただいまの説明についてはいかがか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 では、続いて議事4を審議する。

教科用図書選定委員会が作成する審議報告書について事務局から説明をお願いします。

◇事務局 選定委員会が作成する「審議報告書」について説明する。資料の47ページ。選定委員会では、調査員会の作成する「調査・研究報告書」や県教育委員会が作成する選定資料等を活用して、すべての教科用図書について特徴を明確にした審議報告書を作成し、教育委員会に報告していただくこととなる。教育委員会では、この報告書に基づく議論を経て、採択を行う。選定委員会の審議内容を教育委員会会議で報告する際には、尾道市の子供達にとって、どの教科用図書がふさわしいのか、選定委員会としての意見を問われることもある。したがって、選定委員会でも、尾道市の子供達にとってどの教科用図書がふさわしいのかという視点で十分協議していただきたい。

審議報告書についての説明は、以上である。

◇会長 ただいま説明があった審議報告書については、当選定委員会の審議の結果として作成するものである。47ページをよく見て、特に総合所見欄についてというところを読んでいただきたい。これを教科ごとに発行者ごとの総合的所見を作成する仕事は第2回以降の仕事になる。この審議報告書について、皆さんの方から質問等はあ

るか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 では、議事5を審議する。議事5の選定委員会が調査員に示す調査研究の観点について事務局から説明をお願いします。

◇事務局 選定委員会が調査員に示す調査研究の観点であるが、11ページ以降に事務局の案を示している。調査研究資料は、種目の次に発行者一覧、学習指導要領における教科・分野の目標を掲載した。

次に、調査研究における観点。教科用図書調査研究の総括的な観点として、採択基本方針に示した5つの採択基準である【第1の観点】基礎・基本の定着【第2の観点】主体的に学習に取り組む工夫【第3の観点】内容の構成・配列・分量、【第4の観点】内容の表現・表記【第5の観点】言語活動の充実を挙げております。小学校教科用図書の各教科の視点を示している。

先ほど説明したとおり、尾道市の採択基本方針には、「5つの観点並びに尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づいて、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行う」と明記している。そこで、今回は、尾道教育総合推進計画の重点目標である「主体的・対話的で深い学び」の実現を表題の中に入れていいる。観点と尾道教育総合推進計画を踏まえて調査するために、具体的な方法例も示している。本日は、この事務局の案をみて、視点や方法例について皆様に協議いただき、加筆修正をしたい。示した基本方針等に記載している力をつけることを、本市の子供達に適切な教科用図書を選定するための基準としていただきたいと思いますと考えているので、よろしくをお願いします。調査員が作成する「調査・研究報告書」の記述にあたっての留意点として、各教科の視点を調査員に示し、全ての観点で調査研究を行うこととしたいと考えている。

調査研究の観点についての説明は、以上である。

◇会長 本日、第1回の選定委員会の主たる仕事は、この観点を検討して決定するということになる。この後に、それぞれの教科ごとに、観点・視点・方法について、皆さんから意見をいただき、本日これを形にすることが、主たる議題となる。この観点の設定の仕方について、ただいま、説明があったが、皆さんから意見、質問等はあるか。説明について、いかがか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 確認であるが、観点、視点、方法についてそれぞれどういうものか、特にまた県との関わりをふまえて説明をお願いしたい。

◇事務局 まず、観点に関しては、広島県教育委員会が作成をした観点をそのまま用いている。そして、視点についても同じである。方法（例）であるが、こちらは、尾道の

子供たちにふさわしい教科書を選ぶために、どのような視点で、どのような方法で選ぶのかということをも明記したものである。

◇会長 観点と視点については、県のもを基本にしているということである。方法（例）については、尾道教育総合推進計画をもとに、特に、調査員に、どのような調査をしていただくか、その指針として示してあるということである。（例）とあるのは、具体的にどういふことを調査していただくかの例をあげているということである。例であるから、これだけではないということになる。ここまでのことはいかがか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 それでは、それぞれの教科ごとに検討をしていきたい。

それでは、国語の観点から検討する。まず見ていただきたいのは、13ページの、この方法というところの記述ということになる。観点から方法まで示すことで、調査員が何を見るかという焦点が絞られて、我々選定委員会を知りたい情報について具体的にそれを引き出すことができるということになる。逆に言うと、具体的に示さないものについては、こぼれ落ちてしまうということになるので、例えばこういうことを入れた方がよいという意見があれば、それも加えていきたい。

見本本があるので、参照しながら、具体的に検討していただきたい。

◇会長 この記述について、一つずつ見ていく。まず、国語の①単元の目標の示し方であるが、目標の具体性・わかりやすさを比較できる特徴というふうに書いてあるが、言い換えるなら、調査員が価値判断できるように特徴を挙げてもらうように書いている。②は、語彙を豊かにするための工夫を比較できる特徴、③は、情報と情報の関係、情報の取り出し・整理等、情報の扱い方を学ぶ工夫を比較できる特徴、ここは気になるというところはメモをとりながら聞いていただきたい。④身近な話題や社会の出来事を取り上げたり、自ら課題を発見したりするための工夫を比較できる特徴、⑤課題解決的な学習活動の設定の仕方を比較できる特徴、⑥見通しを持ったり振り返ったりするための手立てなどの工夫を比較できる特徴、⑦単元の配列の特色とその示し方の工夫を比較できる特徴、⑧扱われている題材の特色を比較できる特徴、⑨文章と図表との関連について考えさせる工夫を比較できる特徴、⑩巻頭の教科の導入内容と示し方の工夫を比較できる特徴、⑪考えを伝え合う活動が設定されている単元の工夫を比較できる特徴、⑫図書館を利活用する活動の設定の特色を比較できる特徴。

特に、各項目、特色や工夫を取り出すことができるような、具体的な特徴、事例をあげる。そういうことが調査員にお願いする内容になっている。いかがか。

もっとこういうことを調査の段階で抽出して欲しい、この表現だとずれてくるとい

うのがあれば意見がほしい。最初なので丁寧に行う。

◇委員 今回のものを見ると、QRコンテンツというのが、かなり増えているが、その記述が④の興味・関心を高めるための工夫というところだけであるが、それだけではないと思う。学びを深めていくためのものなども載っているが、それだからと言って教科書の選定に影響はないかとも思う。もう少し加えた方が良いのか等、統一した方が良いのではないかと思う。

◇会長 コンテンツを充実させてきているので、QRコンテンツがあるかどうかといったような、以前の選定委員会であれば、どれくらいあるかといったような充実度が焦点になっていたが、質的に判断して使えるものかどうかということがポイントになる。これを取り上げる観点項目は、どこか一か所で良い。ただ、他教科を見ていただくと分かると思うが、音楽は⑦のところにQRコンテンツのことが触れてあるが、教科ごとにどこの観点で取り上げているか教科によって違っている。QRコンテンツの意味づけは、教科の特性によって、変わっても良い。国語科では、興味・関心を高める工夫に入っている。図画工作では、意味が違ってきていて、正しく道具を使うためのということになってくるかもしれない。教科で教える主たる指導内容にもかかわってきていて、それを分かりやすく教えるものとして、QRコンテンツが扱われているということになろうかと思う。ただ、あちこちの観点で評価するのはよくない。④でも⑨でも扱うなど、同じことを複数のところで判断するのはよくない。入れるのであれば、④のところの（例）から除いて、⑨のところに入れるぐらいか。⑨が文章と図表との関連についてしか言っていないので、気になっていた。グラフ・図と文章、つまり、非連続テキストとテキストとを関連付けていくという内容ではあるが、それだけを⑨番で大きく取り上げるべきなのか。視点をよくみると図表等の活用というものは、文章と図表の関係について考えさせるというものだけではないのである。内容の表記・表現のところに入っているわけであるから、先ほど言われたようなQRコンテンツ等を活用してわかりやすくななどは、⑨になってくるべき。方法のところにあることも国語科で教える内容ではあるが、もともと内容の表現・表記という観点の「本文記述との適切な関連付けがなされた図表等の活用」というのは、例えば挿絵のようなものも含めて言っているのではないか。観点・視点のところ言っているのは、むしろそちらの方と判断されるので、ただ今のご意見については、QRコンテンツという表記を④の方法（例）から除いて、（エ）⑨番の（例）の方に持っていったらどうか。効果的な図表等の掲載というのも、他にも必要なのではないか。「効果的な図表等の掲載」というのを、⑨の前に加えるのはいかがか。これは説明文教材についてだが、グラフと文章や、図と文章などを関連付けて、学習させるということしか表現できていない。本来狙って

いることとずれている。事務局の方でここまでの議論を記録できるか。

◇事務局 ⑨のところだが、効果的な文章ということか。

◇会長 いえ。「効果的な図表等の掲載・」あとはそのまま（文章と図表との関連について考えさせる工夫を比較できる特徴）。（例）を説明的文章の前に「QRコンテンツ等」として、そちら側（⑨）に移す。

他の意見は、どうか。

どう書くかで調査委員の先生方の調査の仕方が変わってくる。焦点をあてて、指示を出しておかないと、数量的なものが返ってきて、それをどう判断するかということになる。「10の図鑑版がありました。」「9の図鑑版がありました。」などを調べても、何の意味があるかということになる。知りたいことを、調査していくためだから、観点の表現を吟味していただきたい。

◇委員 QRコンテンツにあまりこだわってもいけないと思うが、今、一人一台タブレットがある状況の中で、教科書とタブレットを併用していくような状況にあるので、この、QRコンテンツという部分については、視点として丁寧に扱う必要があるのかなと思う。今、国語の教科書を3つ見ても、QRコンテンツの扱い方が3者とも違って、QRコンテンツにとっても力を入れていると思われる会社もあって、今後授業の中で有効に活用できるような形でQRコンテンツを使っている会社もあるし、この書き方では、QRコンテンツ、使いづらいなという会社もあるので、その辺のところも、大事な視点として、調査員にも検討してもらった方が、実際、授業をするときに今後、QRコンテンツが有効なものになってくると思う。

◇会長 （例）の中にある「QRコンテンツ」を方法の記述へ移して、「効果的なQRコンテンツ・図表等の掲載」というふうにする。（例）の1つではなく、ここをちゃんと見てくださいということで。そうするとそこを必ず見てもらうということにする。他にいかがか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◇会長 他に意見はないので、15ページの書写の観点の検討に入る。これから、QRコードの読み取り方を説明してもらおう。

◇事務局 （QRコードの読み取り方を説明）

◇会長 書写の観点についてはいかがか。

書写のような技能教科は、QRコードで動画を見せるということは有効である。

⑤の「内容を比較できる」でも通じるが、「内容の特色を比較できる特徴」と「特色」を入れる。

◇委員 表記にかかわって、（ウ）の「題材の配列の特色とその示し方の工夫（を）比較できる特徴」というふうに「を」がいることと、句読点の打ち方について、（エ）の

⑥番、「筆順、毛筆における穂先の動き」の後にもう一つ「、」が入る方が、並列であることがはっきりすると思う。（オ）の⑦番、「書写で学ぶことを、広く学習や日常生活で活用する言語活動の設定の特色を比較できる特徴」を「書写で学ぶことを広く学習や日常生活で活用するための言語活動の設定の特色を比較できる特徴」に係り受けをはっきりさせる方が良いと思う。誰が読んでも同じ意味に解釈できる方が良いと思う。

◇会長 今の意見、いかがか。今の修正を入れる。

◇会長 社会の観点の検討に入る。18ページ。

◇委員 (ア)の②の(例)第6学年の「世界文化遺産の扱いと国の形成に関する考え方」について、新しい指導要領では、6学年の一番最初は、「私たちの生活とのかかわり」「私たちの生活と政治」ではないのかと思うが、「世界文化遺産」がここで取り上げられている理由を教えてください。

◇委員 少し前のことだが、6年生の学習内容が変わったときに文化遺産を含めて世界遺産を取り上げようということで、大きなトピックとして学習指導要領の学習内容として教科書の方に取り上げられたことがあって、その時には、新しいトピックが教科書を選定する上で、視点の一つになるだろうということがあって、「世界遺産」ということがあえて取り上げられたという経緯があるのではないかと思う。現在求められているものは何かという視点からすると、ここは変わっても良いのではないかと思う。実際、教科書を見ても、世界遺産という言葉が目次になっていないので、一つのまとまりとしても取り上げられていないと思う。もし内容的にいうのであれば、私たちの生活と政治、歴史はどのようにつながっているのかという生活とのつながりで教科書が構成されているか、あるいは、トピックにかえるのであれば、新たにSDGsなどを取り上げても良いのではないかと思う。

◇会長 「世界文化遺産の扱い等」のところは削除する。「生活と政治のつながり」を並列で表記する。例示だが、例で示すと必ず見るということになるので。社会科は内容教科なので、ここを特に見てくださいということできくさんの事柄が例として上がっているのだと思う。

◇委員 (ウ)の現代的な諸課題の(例)4、5年生だけ示されてあるがこれで大丈夫か。尾道市が掲げているのは、グローバルに躍動する人づくりという大前提があるので、例えば6学年とかで入れ込んでおく方が整合性がとれると思う。

◇会長 教科書でいうと子育て支援が2つ、6年生のところにもある。重複するが、現代的な諸課題としか言いようがないかもしれない。

◇委員 自然災害は、前々回は自然災害がトピックとして注目されたと思うが、現代的な課

題は、どんどん変化していて、もちろん自然災害も諸課題の一つだが、幅広くなっていくので、もしかしたら、4、5年生はなくても良いと思う。

◇会長 例示をやめる。それぞれの教科書が現代的な課題をどのように出しているかを、素直に出してもらった方が良い。

◇会長 地図の観点の検討に入る。

◇委員 地図の教科書の、授業での使い方はどのように使うのか。社会科の授業の中で地図を出して、「何ページを開いてください。」といったように使うのですか。

◇委員 「何ページを開いてください。」ということもあるし、自分たちで必要な資料をこの中から選び出すということもある。

◇委員 観点、視点、方法は、社会の授業で使うのであれば、社会と同じで良いのではないかと思うが。

◇会長 地図に求めるものということで観点を設定してあるので。

◇委員 社会科に限らず、国語の時間に出てきた地名を地図で探そうであるとか、総合的な学習の時間に自分たちが住んでいる地域と似たような特色をもっている地域はないかといったような、持っている地図を手がかりとして、そこから資料を見ていくという使い方をする。地図帳は全員がもっているので、全員で同じように確かめることもできるので、社会科以外でも、活用することはある。

◇会長 QRコンテンツ等の充実で統計資料なども使えるようになっていて、調べ学習をするときに役に立つ。地図の位置づけが随分と広がって重くなっている。

⑧の「地図を活用して」を削除して、「調べたり考えたりしたことを表現する活動に活用できる特色を比較できる特徴」とする。活用の特色になると社会科の方の内容になってしまうので、探究学習に活用できる特色ということで書いた方が良い。

◇委員 ⑦番に違和感がある。「地図を活用するための工夫」とした方がすっきりすると思う。

⑧番の(例)についてだが、「目的や調べることの分かりやすさ、事例」とあるのだが、判然としないところがある。2つなのか、3つなのか、調査員によって解釈が分かれてしまい、本来の意図が読み取りにくいと思う。

◇会長 確認だが、地図の教科書の中に言語活動を示したページがあるか。

◇委員 ここでの意味は、例えば、調べたことをまとめるときに、新聞にまとめるが、自分の考えたことの根拠を示したときに、ここを活用した方が分かりやすいといった意味のことではないか。

◇会長 言語活動の時の地図の使い方が工夫されているかが、要点。

(例)を丸ごと削除か、「探究活動で使えるコンテンツがあるか」が良い。地図と

いう教科があり、探究活動が用意されていると読めてしまうので、丸ごと削除。

◇会長 算数の観点の検討に入る。

◇委員 (ウ)の分量のところ、教科書の重さについて、配慮しなくて良いか。特に毎日持って帰る算数や国語の教科書については、近年実態が異なっているが、子供たちのランドセルの中を見ると、パンパンである。タブレットパソコンを入れて、熱中症対策のために重い水筒を持って、さらに気候も暑いだけではなく、集中豪雨が多発し、あるいはドライバーの問題、それから集中できない子供も増えている、そんな中で、重い荷物を持って登下校をしている安全性というところがすごく気になっていて、家に帰って学習をしっかりしてほしいと思う反面、毎日重い、出版社によってはすごく厚い教科書もあるが、持って帰らせることが本当に良いのかどうかというところで、分量のところも、ぜひ、持ち運びしやすさなど、皆さんいかが思われるか。

◇会長 指摘いただいたことは、以前の採択のときにも、算数だけではないが、教育委員会の方でも、焦点として取り上げられたこともあった。算数の場合は分冊になっているかどうかということになる。そういったあたりのことも、教科書の特色として子供たちにとってどうなのかということを考える材料の一つになると思う。(例)のところに入れるということにする。⑥を「特色、分量を比較できる特徴」というふうにする。

◇委員 (エ)の⑧が「生徒」になっているので。

◇会長 「児童」に修正。

⑦は、中学校との関連は、数ページのことなのに、大きく取り上げるかということはあるが、令和元年の時には、項目として上がっている。実際に評価する時には、全部の項目を均等に同じ重みで考えるわけではないので、⑦はこのまま残しておいて、特徴を抽出するときの視点として良いのではないか。特に算数については、小中の連携ということはずごく大事である。

◇委員 「視点」と「方法(例)」の不整合と思われるようなところがある。(ア)の①の(例)は、「基礎基本の定着につなげるための工夫」とあるが、②の視点は「基礎的・基本的な知識・技能を定着させるための工夫」とある。この表を見たときには、このままで良いのかなと思ってしまう。

◇会長 同意。①の(例)はとってしまったほうが良い。同様に、②の(例)も(例)になっていないので、同じことを繰り返しているので、削除しまって良い。①と②の(例)を削除。

- ◇会長 続けて理科の観点の検討に入る。
理科の「信州教育出版社」については、見本本を送られてきていないので、調査対象にしないということで進める。
- ◇会長 ⑦番で、「視点」が「社会の変化に伴う課題への対応」となっているが、おそらくそれが、補充的な学習や発展的な学習の中にあるのだろうということによってこのように書いてあると考えられるが、趣旨が違ってくるのではないかと。「社会の変化に伴う課題」は、発展的な内容として扱うということもあるが、本来狙っているところとずれたことが出てきてしまうのではないかと。「現代的な課題に関わる学習内容の特色を比較できる特徴」と、した方がよい。例えば、環境問題のようなことやSDGsのことなども出てくるので、おそらく狙っているのは、そこなのだろう。(例)のところを、「発展的な学習内容や単元末の活用場面」とするとよい。
- ◇委員 (ア)の③と(エ)の⑧の方法と(例)が同一内容で(例)の記載が不要なのではないかと思う。⑧の方法の「特色を比較できる特徴」という文言も解釈に困ると思う。
- ◇副会長 QRコンテンツを比較するのは難しいと思う。
- ◇会長 ③と⑧の(例)を削除する。その上で、⑧については、「特色」ではなくて「有効性を比較できる」とする。
⑩は、こなれていない表現になっているので、「科学的な概念や、科学的な思考の手順を使って言語活動を行うための工夫を比較できる特徴」とする。
- ◇会長 本日、修正改訂した観点、方法については、後日事務局から送らせてもらう。改めて見てもらってご確認いただき、新たに修正が必要であればご意見を出していただきたい。
- ◇会長 生活科の観点の検討に入る。
生活の「信州教育出版社」についても、見本本を送られてきていないので、調査対象にしないということで進める。
- ◇会長 ②番の(例)を削除。写真とかQRコンテンツの内容の中に、そういうものがあつたら挙げてもらうことがあるかもしれないが、この例のことだけを報告されることになってはいけない。写真とかQRコードは、内容の表現・表記のところでも出てくる内容なので。
- ◇副会長 ⑧のところを「生徒」になっている。
- ◇会長 「児童」に修正。
③の「活動後の評価」の意味が不明。
(例)をとってしまったほうがよい。

④の例示の意味が無いので、削除。①の（例）も削除。⑥の（例）も削除。ワークシートのことしか触れてない。

ということで、①②③④⑥の例示をすべて削除。

◇会長 音楽の観点の検討に入る。

ご意見がないので、このままでいく。

◇会長 続けて、図画工作の観点の検討に入る。

◇会長 ⑧の「興味・関心を引き出すための作品掲載や造形活動の紹介、QRコンテンツ等の有効性を比較できる特徴」とすると良い。横にならべてもおかしくない。

②番と⑤番が同じような内容になるが。

②の「共通事項」とは、何か。

◇事務局 表現の場面でも鑑賞の場面でも働かせる指導の内容という意味合い。

◇会長 表現と鑑賞の両方における共通という意味。方法の中に「共通事項」というのは入らないということ。「表現と鑑賞の共通事項に焦点をあてた学びの示し方の工夫を比較できる特徴」とする。例は不要。

◇会長 家庭の観点の検討に入る。

◇会長 ③の例示は方法と変わらないので、削除。

①の（例）も削除。

◇会長 保健への観点の検討に入る。

◇会長 ④番の「振り返りについて」を「振り返りの方法と、」とする。「導入での学習の進め方の示し方」、「課題解決の過程の示し方」、「単元末の振り返りの仕方等」がすべて主体的な活動にかかるというように記述する。

◇委員 ⑨の（例）が「話し合ったり」では。

◇会長 「話しあったり」である。

◇会長 英語の観点の検討に入る。

◇委員 ③の「興味・関心を高めるための工夫」で、「聞くこと」「話すこと」の2領域だけで良いのか。

◇会長 本来、③の趣旨は、全ての領域を対象にしているはずである。

◇事務局 導入では、音声に慣れ親しませるということが、学習指導要領にあり、導入では、「聞くこと」「話すこと」がメインなので、2領域で書いたが、5領域全体で興

味・関心を高めていく工夫という形でもよいと思う。

- ◇委員 尾道教育総合推進計画の中で主体性を高める導入を意識するということ、つまり、尾道として特化した方法ということであれば、これで（2領域で）も良いと思う。
- ◇会長 「特に」という文言を頭につける。
- ◇委員 ②の（例）の「言語活動の設定等の工夫等」「・・・等・・・等」になっているのでどうすればよいか。
- ◇会長 工夫でとめて、最後の「等」を削除。
- ◇会長 ⑥番の「活用を促す言語活動」というのは、意味が通らない。「習得した知識・技能を活用した言語活動の特色を比較できる特徴」とする。
- ◇会長 では、道德の観点の検討に入る。
- ◇会長 ⑤の（例）は削除。
- ◇委員 ⑥の（例）で現代的な課題は、随分変わっているが、これでよいか。
- ◇会長 同意。
- ◇副会長 いじめの取り上げ方のところの、情報モラルのところの部分とSNSを使ったいじめが尾道でも起きている。情報モラルにまとめてしまって良いのか。いじめの取り上げ方がSNSのところにつながっているのではないか。
- ◇会長 いじめの取り上げ方がSNSのところにつながっているのか。
- ◇委員 間接的か直接的かは調査員が判断するのか。
- ◇会長 説明しないと分からない表現はよくないので、「間接的か直接的か」という文言は取る。そして、「いじめの取り上げ方（SNSでのいじめ）情報モラル、主権者教育、郷土を愛する心、国際交流、防災教育、性の多様性等」とする。
- ◇委員 ③の（例）は取って良いのではないか。
- ◇会長 ③の（例）を削除。
- ◇委員 せまる、迫る。ひらがな、漢字。行政文書としてそろえた方が良いと思う。
- ◇会長 「迫る」は漢字で。「ふり返り」は、「ふり」は、ひらがな、「返り」は漢字で表記。
- ◇会長 ここは、「教科の目標の示し方」にする。視点も「学びの視点の示し方」にする。
- ◇会長 今後の進め方としては、今日の議論をもとに事務局でまとめたものを各委員の方に送り、意見があればメールにて返答してもらおう。
調査開始はいつか。
- ◇事務局 6月19日（月）である。
- ◇会長 それまでに間に合うようなスケジュールで、皆さんに了承が得られる形で進めてい

く。

その他。

◇委員 31ページの生活についてだが、QRコンテンツが消えてしまっているので、⑧に入れて欲しい。

◇会長 入れる場所は、そこが適当である。
観点も視点も公表されるものである。
協議は以上とする。

事務局からその他についてお願いする。

◇事務局 資料53ページ。禁止されている事項について、中ほどより下に○で4点示している。

発行者から教科書採択関係者への金銭の提供又はその申し出

発行者から教科書採択関係者への物品の提供又はその申し出

発行者から教科書採択関係者へのきょう応又はその申し出

お酒や飲食等の接待は、禁止されている。

発行者から教科書採択関係者へのその他の経済上の利益の供与又はその申し出

適正かつ公正な採択が行われるよう、公開までは教科書採択関係者であることを口外しないように。

なお、開かれた採択推進の観点から、採択結果及び採択理由、採択関係者の氏名等、採択結果等を広島県教育委員会に報告した後に公開する。

また、採択の公正確保のため、採択が終了するまでは、本委員会の開催通知や会場表示を「学校運営等調査研究委員会」とするので、ご承知おき頂きたい。

さらに、資料54ページからは、文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の写しを添付している。これは、近年における教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことを受け、特に留意すべき事項を通知した物です。万一、教科書発行者からの宣伝行為等があった場合は、「行動基準に反するのではありませんか。」という対応をお願いする。

採択における適正、公正の確保を期すためご協力をお願いする。

◇会長 以上で第1回の選定委員会の審議を終了する。